

## 公立大学法人滋賀県立大学利益相反マネジメント規程

平成 2 1 年 1 0 月 6 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 137 号

### (趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における利益相反行為の防止その他の利益相反のマネジメントについては、公立大学法人滋賀県立大学職員倫理規程その他の本学の関係規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この規程において「教職員等」とは、本学の役員および本学が定める就業規則の適用を受ける者をいう。

2 この規程において「利益相反」とは、次の各号に掲げることをいう。

(1) 教職員等が産学官連携活動等を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、有価証券その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己または企業等の利益を優先することによって、当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

(2) 教職員等が兼業活動等を行うことに伴い、企業等に対して職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって、当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。

3 この規程において「利益相反行為」とは、利益相反に該当する状況を当該教職員等自らが生じさせる行為をいう。

4 この規程において「企業等」とは、企業、国もしくは地方公共団体の行政機関またはその他の団体をいう。

### (総括者)

第 3 条 本学における利益相反行為の防止その他の利益相反のマネジメントに関しては、理事長が総括し、副理事長または理事がこれを補佐する。

### (教職員等の責務)

第 4 条 教職員等は、高い倫理性を保持し、利益相反行為を行ってはならない。

### (利益相反アドバイザー)

第 5 条 利益相反行為の防止等に関し教職員等からの相談等に応じるため、理事長が必要と認めるときは、利益相反アドバイザーを置くことができる。

2 利益相反アドバイザーは、学内外の利益相反に関する専門的知識を有する者に委嘱するものとする。

3 利益相反アドバイザーは、教職員等からの相談等に応じるほか、本学における利益相反

行為の防止等に係る具体的方策等を検討し、別に提案できるものとする。

- 4 利益相反アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

(自己申告書の提出)

第6条 教職員等は、利益相反行為を防止するため、自己申告書を提出しなければならない。

- 2 自己申告書の提出について必要な事項は、別に定める。

(情報の公表)

第7条 理事長は、別に定める基準に基づき、利益相反に関する情報を公表するものとする。

- 2 前項の公表にあたっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(事務)

第8条 利益相反のマネジメントに関する事務は、事務局地域連携・研究支援課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、利益相反のマネジメントに関し必要な事項は、研究推進委員会が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成21年10月6日から施行する。
- 2 第6条第3項の規定にかかわらず、委員会設置後の最初の委員の任期は、平成23年3月31日とする。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第6条関係)

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第6条関係)

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第15条関係)

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第15条関係)

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（第2条、第9条、第10条関係）

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第15条関係）

付 則

この規程は、令和元年8月6日から施行する。（第6条、第10条関係）

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。